

東大阪市多文化共生指針

2022年（令和4年）3月

東大阪市

目次

I	指針の策定にあたって	1
1	指針策定の趣旨	1
2	指針の位置づけ・指針の期間	1
II	東大阪市の現状と課題	3
1	東大阪市の外国人住民の状況	3
2	東大阪市の施策の取り組み状況	5
3	東大阪市の多文化共生をめぐる状況	6
III	指針の基本的な考え方	12
1	基本目標	12
2	基本方針	13
	人権の尊重	13
	社会参加の促進	13
	多様性と寛容性のある地域社会の形成	13
3	施策体系	14
4	施策の方向性	15
	人権意識の向上	15
	外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障	16
	子どもの教育の充実	17
	外国人の人材活用と就労支援	18
	日常的なつながりの場と機会の創設	19
	災害時の支援体制の整備	20
IV	今後の取り組みの方向、推進体制等	21
1	庁内推進体制	21
2	市民、関係団体、事業者等との連携	21
V	指針策定に関する国の動き	22
1	指針策定に関する国の動き	22

I 指針の策定にあたって

I 指針策定の趣旨

本市では、2003年（平成15年）3月に東大阪市外国籍住民施策基本指針を策定し、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりを進めてきましたが、策定から19年が経過し、多文化共生*¹を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。また、それに伴う新たな課題も生じています。

こうした現状を踏まえ、社会情勢の変化に対応し、地域の実情に即した内容となるよう、指針を見直すことにより、日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員としてともに、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

2019年（令和元年）末ごろから発生した新型コロナウイルス感染症は、その後世界的な感染拡大を引き起こしました。日本においても、感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令され、さまざまな分野・業種において、その経済活動が大きく制限されることとなりました。この感染症の拡大により、偏見、外国人嫌悪、ヘイトスピーチなどの人権侵害や出入国などの移動の制限、不十分な情報提供、相談体制、医療体制の遅れなど、弱い立場に置かれた人々への影響が世界的に大きな問題となりました。

本指針は、こうした人権に関する課題に対処するためにも「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権尊重の観点に立ち、本市が多文化共生社会の実現に資する施策を総合的に推進するにあたっての目標や基本方針、施策の方向性を示すものです。

2 指針の位置づけ・指針の期間

本指針は、東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、第3次総合計画基本計画の分野別施策「すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成」「加速するグローバル社会への対応」に沿って方向性を示します。また、SDGs*²の理念、総務省の地域における多文化共生推進プラン、第4次東大阪市男女共同参画推進計画などの関連計画、第6期東大阪市外国籍住民施策懇話会意見書の内容を反映し、第7期東大阪市外国籍住民施策懇話会の議論を経て策定したものです。

多文化共生に関する施策を実施するにあたっては、市の各部局が本指針の基本目標や基本方針、方向性を踏まえて施策を進めます。

本指針の期間はおおむね10年間としますが、国際的な情勢、国における多文化共生に係る制度の変更、本市の方針の変更や多文化共生を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適時見直すものとします。

*1 多文化共生…総務省が2006年（平成18年）にまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書」では、「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと」と定義しています。

*2 SDGs（持続可能な開発目標）…2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind.）」ことを誓っています。

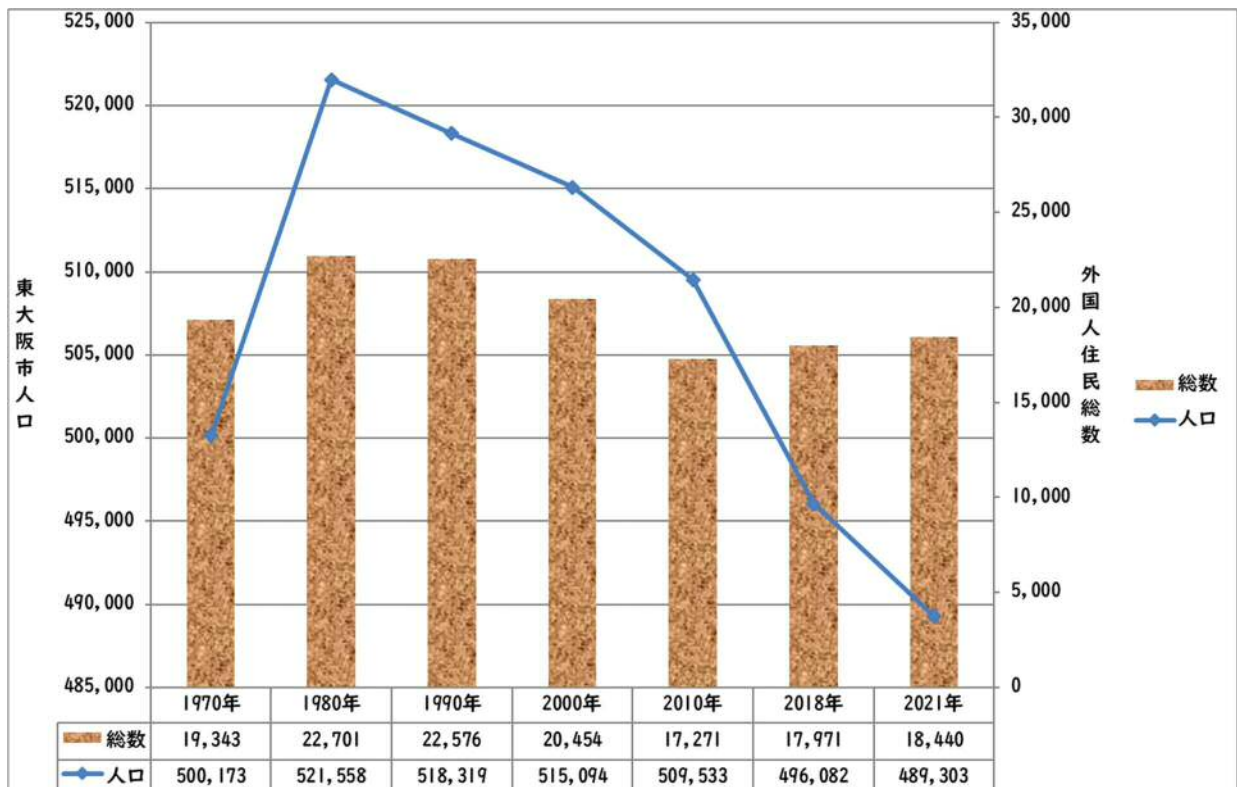
Ⅱ 東大阪市の現状と課題

Ⅰ 東大阪市の外国人住民の状況

本市における外国人住民は、2021年（令和3年）12月末現在、1万8440人です。市人口の約3.8%を占め、国籍は約80カ国近くにのぼります。全国的に在住外国人数が増加傾向にあるのに対し、本市では人口推移と同様に、1985年（昭和60年）の2万2730人をピークに減少が続いていましたが、近年は増加に転じています。

全国的には中国籍、ベトナム籍の人が増えていますが、本市の特徴は、韓国・朝鮮籍の人が最も多く、在留資格では「特別永住者」の人が多くです。近年はベトナム籍の人が急増し、「技術・人文知識・国際業務」や「技能実習」といった就労を目的とした在留資格が増えています。国籍数はこの10年間で約20カ国増加し、国籍や在留資格が多様化する傾向にあります。

東大阪市の人口総数と外国人住民数（1970年～2020年）

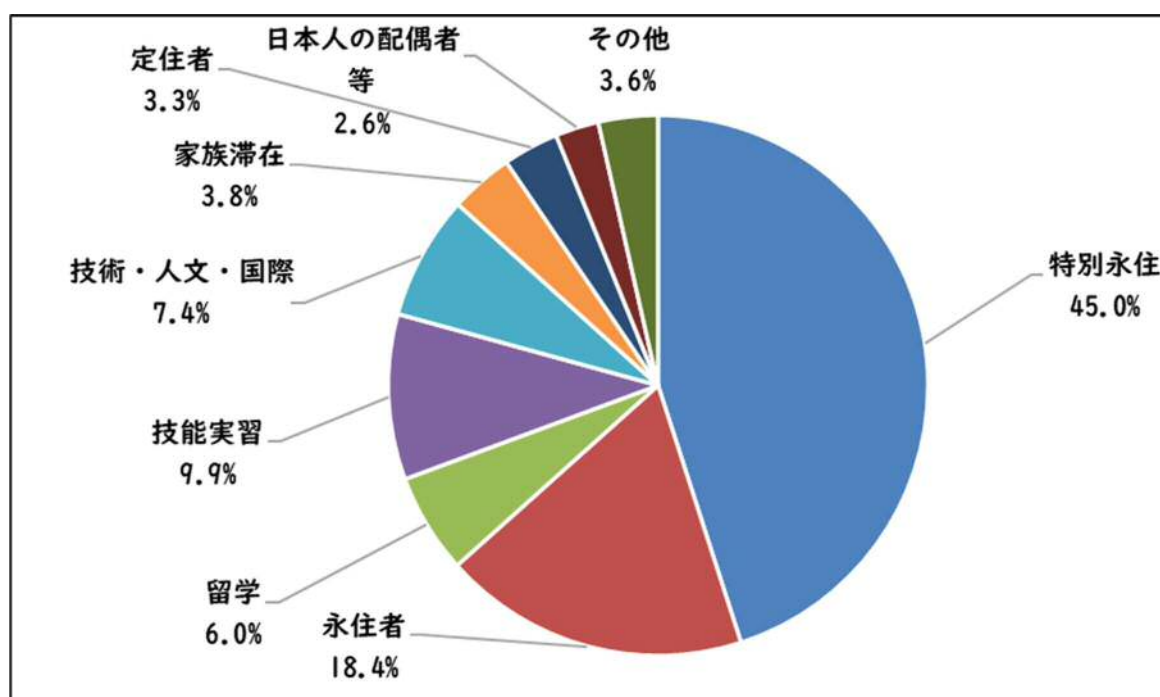


東大阪市の国籍別人口推移（各年12月31日現在数値）（単位：人）

年	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	その他	合計
1967年	16,869	350	2	0	0	65	17,286
1970年	18,871	381	0	0	0	91	19,343
1980年	22,308	329	0	0	0	64	22,701
1990年	21,630	601	75	19	103	148	22,576
2000年	17,872	1,625	159	72	279	447	20,454
2010年	12,985	2,924	250	292	188	632	17,271
2018年	10,160	3,865	515	1,970	143	1,318	17,971
2020年	9,480	3,908	589	3,079	138	1,528	18,722

※2010年以前は外国人登録人口、2018年以降は住民基本台帳における外国人人口

東大阪市の外国人住民の在留資格別の割合（2020年（令和2年）4月末現在）



◇特別永住…「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」によって定められた在留資格

◇永住者…法務大臣が永住を認める者

◇留学…日本の大学、高等専門学校、高等学校などで教育を受ける活動

◇技能実習…技能実習法上の認定を受けた技能実習計画に基づいて、技能を要する業務に従事する活動

◇技術・人文・国際…日本で理学、工学、自然科学の分野、または法律学、経済学、社会学などの人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務、または外国の文化に基盤を有する思考・感受性を必要とする業務に従事する活動

◇家族滞在…在留外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

◇定住者…第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人など

◇日本人の配偶者等…日本人の配偶者・子・特別養子

2 東大阪市の施策の取組み状況

本市では、1982年（昭和57年）に「東大阪市在日外国人の人権に対する基本指針」を策定しました。1992年（平成4年）には「東大阪市国際化対策大綱」を策定しています。そして、指針策定から20年、大綱策定から10年が経過し、国内外の社会状況の変化を踏まえて、外国人住民の今日的な問題を考慮した方針が必要となり、2003年（平成15年）に「東大阪市外国籍住民施策基本指針～ともに暮らせるまちづくりをめざして～」を策定しました。

また、外国人住民の市政への参加促進をはかり、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりへ向けた施策が推進されているか検証し、市長に意見を述べる機関として、2004年（平成16年）に「東大阪市外国籍住民施策懇話会」を設置しました。

2008年（平成20年）には国内外の状況変化に対応するため、「東大阪市国際化対策大綱」の見直しを行い、「東大阪市国際化推進大綱」を策定しました。

本市ではこれまで、東大阪市外国籍住民施策懇話会に施策や取組みについて幅広く意見を求めながら、東大阪市国際化推進大綱、東大阪市外国籍住民施策基本指針に基づき、外国人住民の市政への参加の推進を図るとともに、多様な民族と文化がともに生きるまちづくりにつながる施策を進めてきました。

3 東大阪市の多文化共生をめぐる状況

1. 生活

〈情報〉

外国人住民が安定した生活を送るためには、必要な情報を入手し、日本人と同等の公共サービスを受けられることが必要です。本市では「多文化共生情報プラザ」を設置し、行政情報の多言語化を推進してきました。しかし、実際にはまだまだ知りたい情報が多言語化されていない、多言語化されている言語数が不十分という課題もあり、行政情報の多言語化の更なる推進が求められます。ただ、すべての行政情報を多言語化して提供することは難しいことから、少数言語への対応は、ICT（情報通信技術）や「やさしい日本語*3」を活用した提供のあり方を検討していくことも必要です。

また、多文化共生情報プラザをはじめ、市の各部局、さまざまな機関がウェブサイトによる情報提供を行っていますが、発信する情報の「利用しやすさ（アクセシビリティ）」や言葉の問題もあり、必要とする情報にたどり着けていないということがあります。わかりやすく、受け手にきちんと届く情報発信を検討していく必要があります。

〈相談〉

外国人住民が安心して生活を送るためには、気軽に相談できる窓口が必要です。多文化共生情報プラザでは、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語に対応できるスタッフを配置しています。さらに、「多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）」として、多言語翻訳機を活用し、11言語に対応した生活全般の相談に応じています。

一方、労働者や高齢者、障がい者など市役所に来庁して相談することが難しい人に対しては、身近に相談できる機会や場所の整備について検討する必要があります。

また、子育て、介護、住宅、就労など生活の多岐にわたる相談に対応するためには、多文化共生情報プラザだけでなく、庁内の関係部局との連携体制の構築も求められます。

〈福祉〉

本市ではこれまで、アンケートによる高齢者の実態把握、年金加入資格のなかった外国人高齢者や外国人障がい者に対する給付金事業、介護保険制度におけるサービス・利用手続きの多言語化、地域における高齢者の生きがいづくりなどを実施してきました。

しかし、福祉制度やサービスについて、十分に伝わっていないことがあるため、情報の多言語化や効果的な情報提供方法の検討を進め、必要とする人に必要な情報を提供していかなければなりません。

また、経済的に不安定な外国人住民の把握に努め、支援を必要とする人が十分な支援を受けられ、安定した生活を送られるようにしなければなりません。

〈医療〉

言葉が通じない異文化の国で病気になったときや怪我をしたときは不安を感じるものです。日本語の習得が十分ではない外国人住民は、自分の症状をうまく伝えられないことや、医師の説明がわからないことで不安を感じやすくなります。

多文化共生情報プラザでは、多言語対応を行っている医療機関の把握と情報提供に努め、健康に関する相談にスタッフや語学ボランティアが対応しています。救急活動においては、外国人からの119番通報への対応として、多言語通訳サービス事業者と契約し、三者間通話で通報の聴取を行っているほか、救急隊員用スマートフォン多言語翻訳アプリの搭載、その他多言語対応ツールを活用し、救急対応を行っています。

しかし、医療機関が異文化や宗教への理解が十分でなかったり、外国人住民が母国との医療サービスやシステムの違いに戸惑ったり、健康保険に加入していないことがあるという課題があります。

今後も医療や救急の情報提供を促進し、ICTの活用や関係機関との連携などによる多言語対応、医療機関の体制への支援等を検討していく必要があります。

〈防災〉

災害発生時に、日本語の習得が十分ではない外国人が情報を得られない、コミュニケーションがとれない、避難方法を知らない、避難場所で孤立するという課題があります。

本市では、ハザードマップの多言語化を進めていますが、より多くの防災情報の多言語化、さらに求められる言語による防災情報の提供、外国人住民の防災訓練への参加促進、多様な文化に配慮した防災への支援体制の構築などに取組んでいくことが求められます。

2. 就労

近年、本市で働く外国人労働者が増加していますが、外国人技能実習制度、特定技能制度*4においては、全国的に制度に関する課題が提起されています。

大阪市外国人住民アンケート調査報告書（2020年 大阪府・大阪市）によると、仕事に関する過去5年間の経験において、職場での会話やコミュニケーションがうまくいかなかったと回答した外国人住民は3割を超え最も多く、日本人より給料や休暇など悪い労働条件で働いたと回答した外国人住民は2割を超えていることが示されています。「特定産業14分野に属する府内事業者」における外国人雇用に係るアンケート調査報告書（2020年 大阪府・大阪市）によると、外国人を雇用している、または雇用したことがあると答えた事業者のうち、言語面でのコミュニケーションのとりづらさを課題と感じている割合が5割を超えており、外国人を雇用したことがないと答えた事業者のうち、採用方法・人事管理の方法がわからないことを理由とした事業者が合わせて約3割を占めています。厚生労働省の外国人雇用対策の在り方に関する検討会（第4回）会議資料「留学生の国内就職支援及び外国につながる子どものキャリア支援等について」（2021年）では、外国人留学生の日本企業への就職率の低さが示されており、留学生の就労促進や外国人の起業支援も課題となっています。

本市では、労働相談窓口を設置し、外国人住民の労働相談にも対応しています。また、事業者に対する外国人労働者雇用対策セミナーや外国人留学生に対する合同企業説明会を実施しています。

今後ますます外国人労働者が増えていくことが予想されるなか、事業者や経済団体と連携しながら、外国人労働者への日本語学習機会の提供、労働相談窓口の周知や相談体制の充実、事業者への外国人雇用制度やノウハウの周知、労働法制の遵守の徹底が求められます。

3. 教育

〈子どもの教育〉

かねてから韓国・朝鮮や中国につながりをもつ子どもたちが多かった本市は、子どもに対する日本語指導体制の整備や母国語学級の運営、保護者に対する就学、進学に関する多言語の情報提供等を行ってきました。また、市内学校園では在日外国人教育を通じてすべての子どもたちに国際理解の力を育ててきました。

近年は、外国につながりをもつ子どもたちも増加、多様化しています。厚生労働省の2019年人口動態調査によると、日本で生まれた子のうち、約2%、50人に1人が外国につながりをもつ子どもとなっています。文部科学省の外国人の子供の就学状況等調査結果（2020年）では、義務教育年齢の約2万人が不就学の可能性があると示されました。日本語指導が必要な子どもの増加、外国につながりをもつ子どもの不就学、高校進学・中途退学の問題、保護者が教育事情を十分に理解していないということも課題となっています。また、外国人学校への支援体制も十分ではありません。

子どもたちの教育を受ける権利を保障するために、学校における日本語指導体制の充実、他機関と連携した教育支援体制の整備、在日外国人教育・多文化共生教育の推進が求められます。

〈日本語学習〉

日本語が話せないために、生活、就学、就労、地域社会でのコミュニケーションに課題を抱える人たちのために、日本語学習の機会をつくることは重要です。すべての人がいくつになっても学べるよう、さまざまな学習の基礎となる文字の読み書きや日本語について学ぶ場を保障する必要があります。

本市ではこれまで義務教育を十分に受けられなかった人を対象にした夜間学級、識字教室等や日本語を母語としない市民の増加に対応した日本語教室を実施してきました。外国人住民が増加している現在、今後も継続して日本語学習機会の提供が適切に行われるよう、庁内の関係部局をはじめ、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等の生活支援を行う団体等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めるとともに、外国人労働者の日本語学習においては、雇用する事業者や経済団体への働きかけが求められます。

4. 社会参画

本市では、東大阪市外国籍住民施策懇話会を設置し、外国人住民の意見表明の機会を確保してきました。また、窓口対応用多言語対訳集の作成や日本語教室開催事業では外国人住民を支援するNPOと連携してきました。

しかし、大阪市外国人住民アンケート調査報告書(2020年 大阪府・大阪市)では、日常において、地域の活動に参加していないと回答した外国人住民は約5割、そのうち地域の活動に参加する時間がないと回答した外国人住民は約4割と最も多いことが示されています。

また、就労のために来日した外国人は同じ出身国同士で集まる傾向があります。単身者であれば、地域社会に入りにくいといったことがあり、外国人労働者と地域の人々との交流の機会も十分ではありません。

外国人住民が支援されるだけでなく、自ら地域社会の担い手となって活躍できるよう、参画を推進する、持てる能力を活かせる場をつくる必要があります。地域住民との交流の機会の促進、ボランティア活動の情報提供、場づくりなどが求められます。また、子どもたちが夢を持てるようロールモデルを示すことも求められます。

5. 人権意識の普及

日本人住民の外国人住民に対する無意識の偏見や差別が表れることがあります。大阪市外国人住民アンケート調査報告書(2020年 大阪府・大阪市)では、過去5年間の差別的な言動の経験のうち、偏見により人間関係がうまくいかなかった(親しくできなかった)経験が、よくある、またはたまにあると回答した外国人住民は約4割と最も多いことが示されています。

令和2年度東大阪市政世論調査報告書では、「多文化共生」という言葉を「知らない」と回答した人が半数近くを占めており、まだまだ共生に対する意識が低いのが現状です。

本市では、市民への多民族・多文化共生教育の推進、外国人住民を「住民」ととらえる意識啓発を進めてきました。多文化共生情報プラザでは、多文化理解講座を開催し、外国の文化に触れる場を設け、さまざまな文化を楽しく学び、理解を深める取り組みをしてきました。

引き続き、多文化共生の意義についての啓発を継続し、人権に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。

*3 やさしい日本語…日本語に不慣れな外国人などにもわかるように配慮して、簡易にした日本語のことです。

*4 特定技能…2019年（平成31年）に創設された在留資格です。深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れていくために創設されました。

Ⅲ 指針の基本的な考え方

Ⅰ 基本目標

「共生社会の実現」

東大阪市は、古くから韓国・朝鮮籍の人をはじめ、中国からの帰国者とその家族など、多様な背景があり、困難を抱えながら暮らしてきた人たちが数多く住んでいることが特徴であり、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がいがあること等により、今なお人権が侵害されている現実を踏まえ、さまざまな人権政策に取り組んできました。

すべての人が自分らしく生きることが尊重され、互いに助け合い、輝くことのできる社会、つまり、多様性（ダイバーシティ）と社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）*5のある社会が共生社会です。

本指針の基本目標は、本市が今後も発展し、地域が活性化するためにも共生社会の実現をめざすこととし、行政だけでなく、市民、事業者、民間団体、NPOなどと連携・協働しながら取組みを推進していきます。

*5 社会包摂性（ソーシャル・インクルージョン）…地域における少数者が差別や排斥を受けることなく、文化的アイデンティティを否定されることなく、対等な構成員として、他の人々と同様の権利と責任を持って参画できる社会を構築するという考え方です。

2 基本方針

「共生社会の実現」という基本目標を実現するために、基本方針として、「人権の尊重」「社会参加の促進」「多様性と寛容性のある地域社会の形成」の3つを柱とします。

人権の尊重

「人権尊重のまちづくり条例」に基づき、互いの人権が尊重され、いかなる差別もゆるさないまちをめざして取組みます。すべての市民がさまざまな人権問題を自らの問題としてとらえ、理解を深めるための人権啓発活動に取組みます。

社会参加の促進

外国人住民も地域社会の対等な構成員として社会に参加できるようにするとともに、年齢、国籍や民族、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が、職場や学校、家庭、地域において、それぞれの持つ能力や個性を発揮できるように、場と機会づくりに努めます。

多様性と寛容性のある地域社会の形成

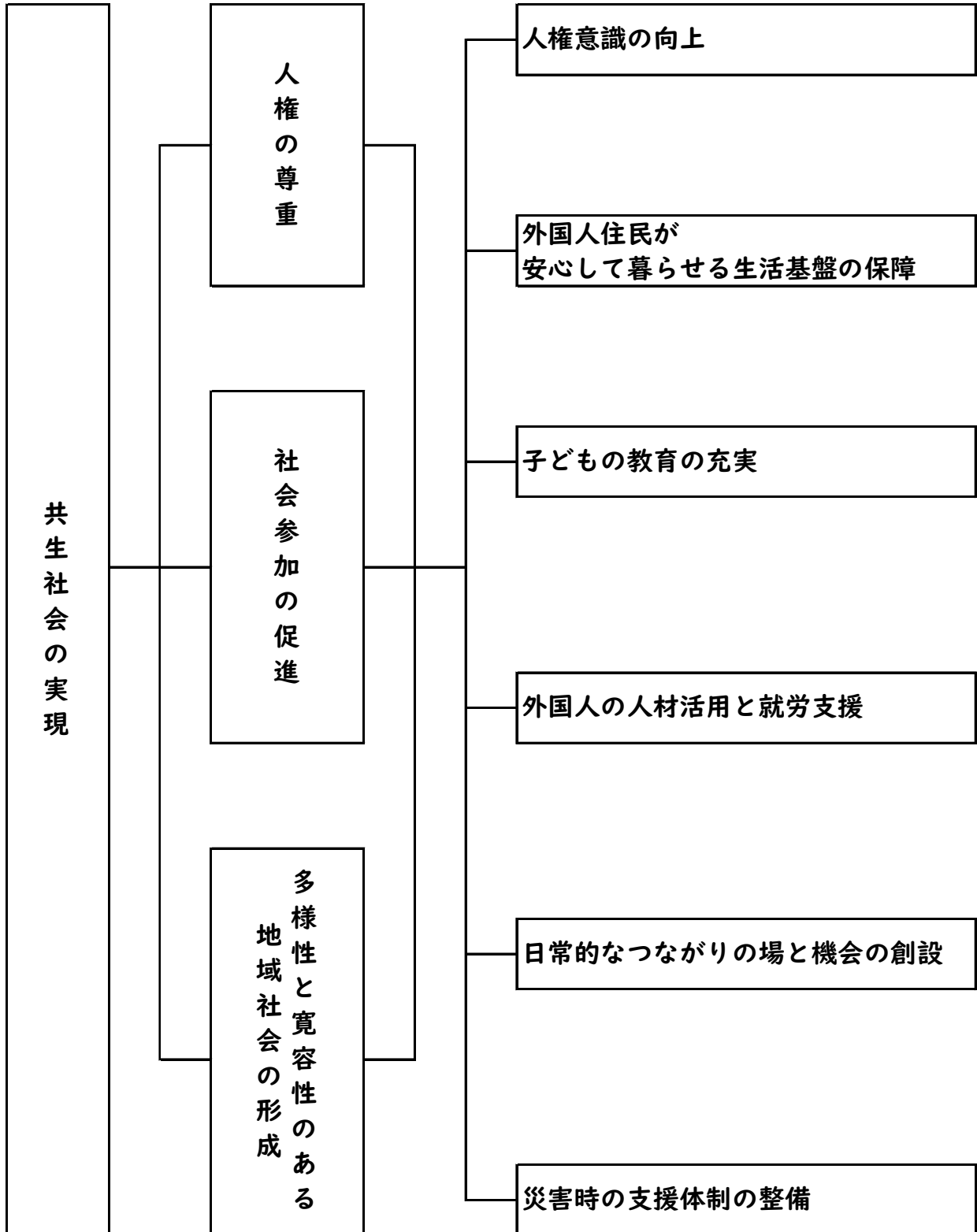
外国人の増加は、まちに文化的・価値的多様性をもたらし、都市の活力や創造性を高める機会となります。多様な背景を持つ人たちが担い手として活躍できる社会を市民とともにつくっていきます。

3 施策体系

基本目標

基本方針

施策の方向性



4 施策の方向性

3つの基本方針に沿った施策を企画・展開していくために、次の6つを重要な方向性とします。

人権意識の向上

本市はヘイトスピーチを含む外国人に対する差別や偏見といったさまざまな人権問題を解消するために取組んできましたが、文化や宗教、生活習慣の違いによる偏見や差別は今なお解消されていません。国籍や民族に関わらず、すべての住民の人権が尊重されるよう、次のようなことに取り組めます。

- ◎多様な他者を受け入れ、理解する意識を醸成する活動
- ◎人権教育の充実
- ◎多文化共生の意義の普及
- ◎地域社会において、つながりや助け合いを充実させるための外国人住民との
出会いや交流の機会の創出
- ◎外国の文化や歴史への認識の促進

すべての住民の人権尊重

- ・人権意識の醸成
- ・人権教育の充実
- ・多文化共生の意義の普及
- ・交流の機会創出
- ・文化や歴史への認識促進

外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障

外国人住民が本市で安心して長く暮らしていけるように、次のような取組みを進めていきます。

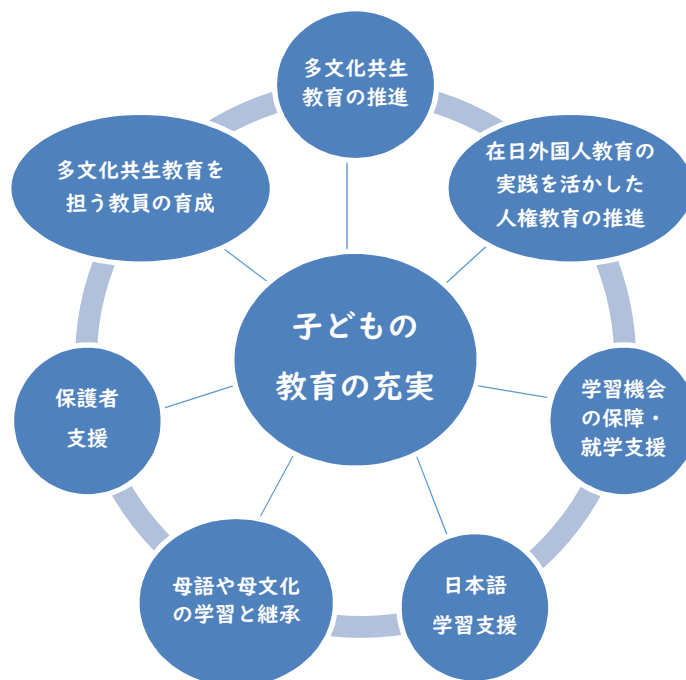
- ◎相談体制（ワンストップサービス）の充実…多言語化、相談窓口の柔軟な運営、専門機関と連携した相談対応
- ◎多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報
- ◎公共サービスの制度への理解と利用の促進
- ◎子育て、介護等の支援体制の整備
- ◎高齢者や障がい者等の福祉の充実
- ◎日本語学習の充実と機会拡大



子どもの教育の充実

子どもたちの教育を受ける権利を保障し、子どもたちが将来に夢を描ける社会をつくることは共生社会の要素です。異なる文化への理解を深め、国際感覚を身につけ、一人ひとりがアイデンティティを確立することができるように、次のようなことに取り組みます。

- ◎日本人を含めたすべての子どもに対する多文化共生教育の推進
- ◎在日外国人教育の実践を活かした人権教育の推進
- ◎外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援
- ◎日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備
- ◎外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承
- ◎外国人保護者への教育情報の提供、支援体制の整備
- ◎多文化共生教育を担う人材の育成



外国人の人材活用と就労支援

モノづくりのまちとして、若い世代への技術の継承、人材不足の解消や国際貢献の観点からも、外国人が地域でその持てる力を発揮し、継続的に働けるよう、次のようなことに取り組めます。

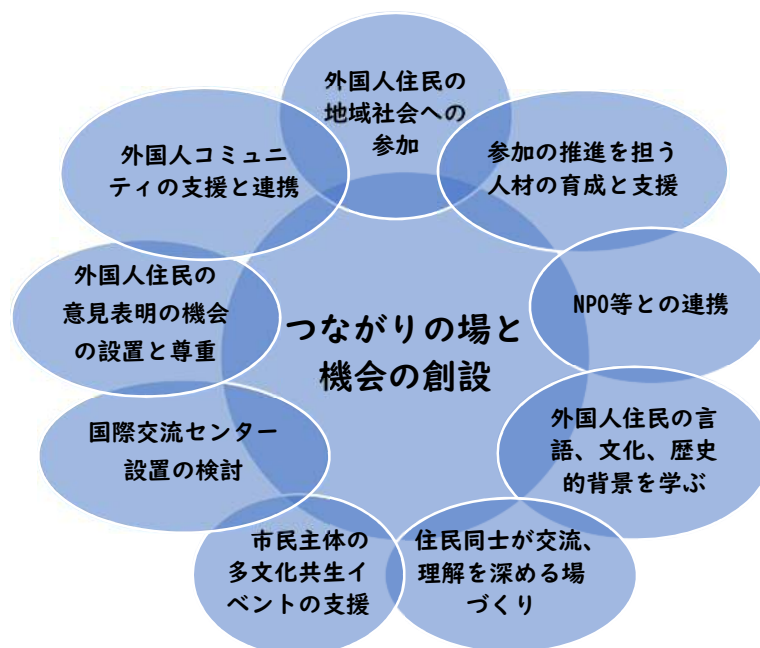
- ◎外国人労働者の労働環境の整備
- ◎外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援
- ◎外国人労働者を雇用する企業への各種制度や受入れ方法等の情報提供と支援
- ◎留学生の就職促進と就労支援
- ◎地域の特徴や外国人の発想を活かした起業の支援
- ◎外国人の就労を産業界全体で支援するための商工会議所などの経済団体との連携と仕組みづくり
- ◎国、大阪府など関係団体との連携



日常的なつながりの場と機会の創設

共生社会の実現に大きな役割を果たすのが「地域社会」です。単身者や高齢者などを孤立させない、外国人家庭に不安を感じさせない、そして、地域の人々が外国人住民を受入れ、相互に信頼関係が構築されるよう、日常的なつながりの場と機会をつくるため、次のようなことに取り組めます。

- ◎外国人住民の地域社会への参加の促進
- ◎外国人住民の地域参加の推進役を担う人材の育成と支援
- ◎NPO等との連携
- ◎外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供
- ◎日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり
- ◎市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
- ◎外国人住民の意見表明の機会の設置と尊重
- ◎外国人コミュニティの支援と連携
- ◎国際交流センター設置についての継続的な検討



災害時の支援体制の整備

訪日外国人や外国人住民の増加に伴い、災害発生時には多くの外国人も被災者となることが想定されます。外国人に対する平時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害状況、被災者の生活支援等の重要性が増していることから、外国人への防災対策について、市の地域防災計画等を踏まえて、次のようなことに取り組めます。

- ◎災害や感染症等に関する情報の多言語化、やさしい日本語の導入など効果的な情報発信
- ◎防災に対する意識啓発・防災教育と訓練等への参加促進
- ◎感染症流行時における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かした支援情報の効果的な発信と相談体制の整備、生活の安定化への支援
- ◎文化、宗教、生活習慣等に配慮した災害時の支援体制の整備

災害時の支援体制の整備

- ・情報の多言語化、やさしい日本語による効果的な情報提供
- ・防災への意識啓発、防災訓練への参加促進
- ・感染症流行時の支援
- ・文化などに配慮した災害時の支援

IV 今後の取組みの方向、推進体制

1 庁内推進体制

指針の目標を実現するために、庁内に関係部局による連絡調整の場を設け、多文化共生について共通認識を図るとともに、外国人住民に関する現状や課題を共有し、指針に基づく具体的な取組みについて行動計画を策定します。本指針に基づいて策定する行動計画については、進捗管理を行い、着実な推進を図ります。

また、本市の職員採用に国籍条項が撤廃されていることを引き続き周知し、多様な人材が活躍できる組織づくりをめざします。本市の職員一人ひとりが本指針を理解し、多文化共生施策を実施できるよう取り組んでいきます。

2 市民、関係団体、事業者等との連携

多文化共生のまちづくりの推進は、行政だけでなく、市民や関係者の多文化共生の意識に基づく、主体的な活動や行動が重要となります。

施策を進めるにあたっては、市民や事業者、民間団体、NPO など、多様な主体との連携・協働を促進します。あわせて、外国人コミュニティや支援ネットワークなどと連携して推進します。

V 指針策定に関する国の動き

I 指針策定に関する国の動き

	施策など
1945年（昭和20年）以前	戦前から日本に在住する外国人住民は、主に特別永住の在留資格を持つ韓国・朝鮮出身の人々で、その子孫も含めてオールドカマーと呼ばれている。
1972年（昭和47年）	日中国交回復後から出入国政策の緩和により中国の人々の来日が増加。
1970年代後半	サービス業として来日したフィリピン人女性やインドシナ難民、中国帰国者の2世3世が増加。1970年代後半以降の来日外国人はニューカマーと呼ばれている。
1989年（平成元年）	出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）改正。日本政府はいわゆる単純労働の受入れを認めない方針のため、日本人を祖先とする日系人を例外的に受入れることとして、日系人の入国自由化が図られた。その結果、日系のブラジルやペルーの人々が職を求め多数来日した。
1993年（平成5年）	「外国人研修・技能実習制度」を創設。日本の技術や知識を学んで帰国後に役立ててもらおう目的で、農業や縫製、機械加工などの分野で実習生を受入れるようになった。
2005年（平成17年）	「第3次出入国管理基本計画」を策定。専門的・技術的分野における外国人労働者の受入れ推進に加え、人口減少時代への対応として多様な分野での外国人の受入れが必要であるとし、外国人労働者の受入れに舵を切った。
2006年（平成18年）	国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を実施。
2008年（平成20年）	「留学生30万人計画」が提唱され、2020年（令和2年）までに外国人留学生を30万人受け入れることとした。日本の留学生政策は戦後補償や援助の意味合いがあったが、この計画は、経済的な観点から高度人材の獲得への転換であるとともに、大学の国際化、少子化への対応策ともいえる。 留学生30万人計画以降、ベトナムやフィリピンなど東南アジアの人々が大学来日した。ベトナムからは技能実習生や留学生が多く、フィリピンは永住者が多い。
2008年（平成20年）	リーマンショックにより職を失った帰国者が増加。

	施策など
2008年（平成20年）	経済連携協定（EPA）に基づき、東南アジア諸国から看護や介護を担う人材を受入れることにし、国家試験に通れば日本で定住できるというしくみが始まった。インドネシアからの受入れ開始。
2009年（平成21年）	フィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく、看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始。
2010年（平成22年）	「日系定住外国人施策に関する基本指針」策定
2011年（平成23年）	「日系定住外国人施策に関する行動計画」策定
2012年（平成24年）	高度外国人材の活動内容を学術研究、専門・技術、経営・管理の3つに分類し、学歴や職歴、年収などに応じてポイントを付け、仕事の種類や配偶者が働く条件などで優遇するしくみである「高度人材のポイント制」を導入。
2012年（平成24年）	新たな在留管理制度と外国人住民基本台帳制度が施行される。これにより、外国人登録制度を廃止し、外国人を住民基本台帳に登録、入国管理局での在留管理の一元化が行われることとなった。
2014年（平成26年）	ベトナムとの経済連携協定（EPA）に基づく、看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始。
2015年（平成27年）	在留資格「高度専門職」の新設。高度専門職は、学歴（博士号、論文等も）、職歴など項目ごとに設けたポイントの合計が70点になると認定され、80点以上の方は1年の居住で永住権を得られる優遇策で、日本版グリーンカードといわれている。
2017年（平成29年）	国家戦略特区において、入管法を一部緩めて「家事労働」の外国人の受入れを認め、東京都、大阪府、神奈川県で受入れが始まる。
2017年（平成29年）	在留資格「介護」の新設。留学生として入国し、国内の専門学校などで2年以上学び、介護福祉士の国家資格に合格すると、日本での就労が可能となった。
2017年（平成29年）	技能実習生について受入れ拡大を決定し、受入れ期間を3年から5年に延長。実習が認められる職種68種に介護、林業、建設業等を加え、77職種になった。あわせて「外国人技能実習適正化法」が成立し、実習生を保護するしくみが導入される。受入れ団体や企業の不正を監視する機関として「外国人技能実習機構」を新設し、人権侵害行為への罰則も設けた。
2018年（平成30年）	「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」が発表される。人手不足への対応として、外国人の受入れを拡大するとし、新たな在留資格の創設、留学生の就職促進、高度人材ポイント制の拡大、多言語の生活相談対応や日本語教育の充実など生活環境の整備に取り組むとした。
2018年（平成30年）	外国人材の受入れ・共生のための取組みをより強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

	施策など
2019年（平成31年）	「改正出入国管理法」が施行され、在留資格「特定技能」が創設される。
2019年（令和元年）	日本語教育を推進することで「多様な文化を尊重した活力ある共生社会」の実現をめざし、諸外国との交流を促進することを目的とする「日本語教育の推進に関する法律」が制定される。
2020年（令和2年）	新型コロナウイルス感染症の影響による帰国困難な在留外国人等に対する在留資格上の特例措置として、留学生や技能実習生等に対して、帰国できる環境が整うまでの間、就労が可能な「特定活動（6か月）」等の在留資格変更を許可した。また、解雇された技能実習生等に対し、一定の条件の下で最大1年間の就労が可能な「特定活動」への在留資格変更を許可した。
2020年（令和2年）	「日本語教育の推進に関する法律」の規定により「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定された。

東大阪市多文化共生指針

2022年（令和4年）3月

編集・発行

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823